

議 事 日 程 (4)

平成20年3月13日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|----------------|--|
| 日程第1 | 町長提出議案
第1号 | 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案
第2号 | 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案
第3号 | 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 町長提出議案
第4号 | 芦屋町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 町長提出議案
第5号 | 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 町長提出議案
第6号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 町長提出議案
第7号 | 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8 | 町長提出議案
第8号 | 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 町長提出議案
第9号 | 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 町長提出議案
第10号 | 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 町長提出議案
第11号 | 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 第12 | 町長提出議案
第12号 | 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 町長提出議案
第13号 | 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 町長提出議案
第14号 | 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 町長提出議案
第15号 | 芦屋町すぎな園施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 第16 | 町長提出議案
第16号 | 芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第17 町長提出議案 第17号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 町長提出議案 第18号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について
- 第19 町長提出議案 第19号 芦屋町洞山整備基金条例の制定について
- 第20 町長提出議案 第20号 芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 町長提出議案 第21号 芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 町長提出議案 第22号 芦屋町心身障害児者の就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 町長提出議案 第23号 平成19年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について
- 第24 町長提出議案 第24号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 町長提出議案 第25号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 町長提出議案 第26号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 町長提出議案 第27号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）について
- 第28 町長提出議案 第28号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 町長提出議案 第29号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）について
- 第30 町長提出議案 第30号 平成19年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第31 町長提出議案 第31号 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第32 町長提出議案 第32号 平成20年度芦屋町一般会計予算について
- 第33 町長提出議案 第33号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第34 町長提出議案 第34号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計予算について
- 第35 町長提出議案 第35号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 町長提出議案 第36号 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について

- 第37 町長提出議案 平成20年度芦屋町給食センター特別会計予算について
第37号
- 第38 町長提出議案 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
第38号
- 第39 町長提出議案 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計予算について
第39号
- 第40 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計予算について
第40号
- 第41 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
第41号
- 第42 議員提出議案 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第1号
- 第43 意見書案 道路特定財源の確保に関する意見書について
第1号
- 第44 請願 非核自治体宣言を求める請願書
第1号
- 第45 町長提出議案 芦屋町長等の給与の特例に関する条例の制定について
第42号
- 第46 町長提出議案 芦屋町教育委員会委員の選任同意
第43号
- 第47 決議案 芦屋町非核宣言決議(案)について
第1号

【出席議員】(13名)

- 1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 武谷久美子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	嵐 保徳	企画課長	鶴原洋一
財政課長	占部義和	建設課長	三友伸一	上下水道課長	鶴原光芳
産業観光課長	北村 敬	税務課長	守田俊次	健康対策課長	竹野正己
住民課長	中西 学	環境福祉課長	木戸哲雄	学務課長	富永秋則
社会教育課長	内海猛年	病院事務長	小池健二	競艇施設課長	菊池省三

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第1号から日程第41、議案第41号までの各議案及び日程第43、意見書案並びに日程第44、請願第1号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査申し出書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。

局長に朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

報告第1号

平成20年3月12日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第4号 芦屋町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第5号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、原案可決

議案第7号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第8号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第9号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第10号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第11号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の制定について、原案可決

議案第12号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第13号 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第14号 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第21号 芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第22号 芦屋町心身障害児者の就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第23号 平成19年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について、原案可決

議案第24号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第25号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第27号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第29号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第32号 平成20年度芦屋町一般会計予算について、原案可決

議案第33号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について、原案可決

議案第34号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計予算について、原案可決

議案第35号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決

議案第37号 平成20年度芦屋町給食センター特別会計予算について、原案可決

議案第39号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計予算について、原案可決

意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について、原案可決

請願第1号 非核自治体宣言を求める請願書、採択

報告第2号

平成20年3月12日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

- 議案第15号 芦屋町すぎな園施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決
- 議案第16号 芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第17号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第18号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について、原案可決
- 議案第19号 芦屋町洞山整備基金条例の制定について、原案可決
- 議案第20号 芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
- 議案第23号 平成19年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について、原案可決
- 議案第26号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
- 議案第28号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
- 議案第30号 平成19年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について、原案可決
- 議案第31号 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案可決
- 議案第32号 平成20年度芦屋町一般会計予算について、原案可決
- 議案第36号 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について、原案可決
- 議案第38号 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計予算について、原案可決
- 議案第40号 平成20年度芦屋町病院事業会計予算について、原案可決
- 議案第41号 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計予算について、原案可決

平成20年3月12日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

議案第1号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審議不十分のため

議案第2号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審議不十分のため

議案第3号 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審議不十分のため

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「受付事務に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

平成20年3月12日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により報告します。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第1号から日程第42、議員提出議案第1号までの各議案、及び日程第43、意見書案第1号並びに日程第44、請願第1号について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。議案第10号、議案第11号、議案第32号、議案第33号、議案第35号について、関連がありますので、一括して反対討論を行います。

小泉、安倍内閣の6年間、高齢者は所得税、住民税の増税、国保料、介護保険料の引き上げ、医療の窓口負担の増など、相次ぐ負担増に悲鳴を上げました。政府が、お年寄りが置かれている状況に十分配慮し、木目細かな対応に努めるといっているのであれば、小手先の誤魔化しではなく、後期高齢者医療制度の実施そのものを重視すべきです。後期高齢者の医療制度に批判が広がっているのは、この制度が75歳以上の人を、国保や健保から追い出し、高い負担を無理やり徴収しながら必要な医療を受けられなく、空前の改悪だからです。制度が導入されると、75歳以上の方は、今加入している医療保険を脱退させられ、新制度に組み入れられます。そこで待っているのは高い保険料の情け容赦ない徴収です。しかも、保険料額は2年ごとに改定され、医療給付の増加や後期高齢者の増加に応じて、行動的に、自動的に引き上げられる仕組みになっています。制度のスタート時に保険料を引っ越された地域も将来の値上げは確実です。この保険料は、介護保険とあわせ、年金天引きで徴収されます。

さらに、後期医療制度に便乗し、65歳から74歳の国保料も年金天引きになります。これは議案第10号で提案されています。年金が1万5,000円未満の人などは窓口納付になりますが、保険料を滞納したら保険証を取り上げられます。現行の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は、保険証の取り上げが禁止されています。医療を奪われたら直ちに命にかかわるからです。老人保険制度を廃止し、後期医療制度にかえることで、低年金、無年金者から容赦ない保険証の

取り上げを行おうというのです。

また、サラリーマンの被扶養者として健保に加入している人も保険料が徴収されることとなります。あらゆる世代の中で75歳以上の人だけは、どんな低所得者でも被扶養家族から切り離す、こんな差別的な医療制度は許されません。過酷な保険料徴収等で、保険で受けられる内容も差別制限されます。

新制度では、後期高齢者と74歳以下の方は、医療の値段が別枠となります。例えば、同じ病気でも75歳以上の人たちは、医療の値段が変わり、内容が差別されます。診療報酬を包括払いとし、保険医療に上限が設けられます。そうやって検査、投薬、手術等の制限、入院日数の短縮と早期退院などを促進しようとしています。こうした報酬体系をつくり、75歳以上の高齢者への保険医療を制限し、医療給付の抑制を図るのが、この制度の導入した制度のねらいです。

厚生労働省の幹部は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくことにしました。」とまで明言しています。今後、70歳から74歳の窓口負担が1割から2割に、2倍に引き上げられます。長期療養の人が入院する療養病床を20万床削減し、病院の居場所を進める改悪も進められています。保険料は厳しく取り立てながら、窓口負担や医療制限で、病院の敷居を高くする、これでは所得の少ない人は保険あって医療なしとなってしまいます。

後期高齢者医療制度は、マスコミから姥捨て山と言われるように、医療費がかかるとして高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊してしまう最悪の制度です。世界にも例がない年齢差別の医療制度を、後期高齢者医療制度が4月実施を中止し、撤回以外にありません。

以上の立場から、この制度に関連する議案に反対いたします。

続きまして、道路特定財源の確保に関する意見書案に対する反対討論を行います。

福田内閣は、昨年今後10年間で59兆円分の道路をつくる計画、道路の中期計画を発表しました。年間、約6兆円もの予算を10年にわたり道路建設だけに充てるというものです。暫定税率を返上するようになれば、このための財源を確保しようという懸念があります。これまでも公共事業予算については、総額先にありきのやり方を長年続けてきましたが、それこそいつまでもたってもむだな道路がなくなる要因です。もともと、この総額自体、当初は65兆円であったのが、わずか1カ月で59兆円に変更されるなど、積算根拠が全く不明です。しかも、59兆円の4割に当たる24兆円は、国際競争率の確保が大義名分となっています。全国的な高速道路ネットワークに23兆円、生活幹線道路ネットワーク5兆円も、中身は、地域高規格道路という、高速道路に準ずる道路が中心です。あわせれば、半分近くは、高速道路ということになります。

例えば、拠点港湾から高速道路のインターチェンジに10分以内でアクセスできるようにするために、下関港とインターチェンジを結ぶ計画がありますが、現在、12分でアクセスできる道

路があります。わずか2分の時間短縮が、なぜ国際競争力につながるのか理解できません。

さらに、6つの海上横断道路が浮かび上がり、現在、関門トンネルと関門橋がかけられている関門海峡に、関門海峡道路を建設することが、中期計画に既に入っています。関門橋の通行台数は02年から減少しており、通行料金の安い関門トンネルに流れています。通行料の高い関門海峡道路では、関門トンネル交通渋滞の解消につながるのか疑問の声があります。

全国的に見ても、住民の必要性や合意から中期計画が作成されたとは思えません。政府は、通学路の安全確保やバリアフリー、防災対策が大事だといいます。しかし、59兆円の道路中期計画の中で、通学路の整備は4.5%、防雪対策は2.5%、バリアフリー化は2.3%であり、少なすぎる状況です。

また、計画では、救急病院の利便性の確保を道路整備が牛耳っています。しかし、政府は、公立病院の統廃合や診療科を減らす計画を自治体に押しつけています。あちこちで病院の閉鎖を余儀なくさせておいて、道路で病院を結ぼうというほど本末転倒な政策はありません。

こうした道理のない道路計画と、それを進めるための道路特定財源は、きっぱりと見直すべきです。この問題について、日本共産党は、第一に、道路特定財源は一般財源化し、福祉や教育、暮らしにも使えるようにする。第二に、むだな道路整備を加速する役割を果たしてきた暫定税率を廃止する、第三に、総額先にありきの道路中期計画は中止し、むだな高規格道路計画をやめる。道路整備については、防災、防雪対策の生活道路など、国民生活に必要不可欠で緊急性の高いものを整備していく。第四に、現在のエネルギー課税を大元からやり直し、二酸化炭素の排出量を考慮した環境税導入することを称し、国民的な論理と合意について改革を募ることを提案しています。

また、意見書の資料に、芦屋町の影響として暫定税率の廃止により、4,000万円の減収が起こり、道路整備に大きな影響を起こしています。確かに、暫定税率による上乗せ分を撤廃することにより、税収が減収となる自治体が生まれてきます。これに対して、国が地方自治体に対して交付税の増額項目を確保していることです。暫定税率の撤廃で、地方の税収は、約9,000億円減ります。地方自治体が、減収によって一番困るのは、特定財源で賄っていた借金の返済に、一般財源から補てんする額がふえることにあります。この分については、一般交付税を増額するので、賄うことができます。小泉構造路線のもとで、3年間で5兆1,000億円の地方交付税を削減されました。地方財源不足に対して、国の責任として、交付税率の引き上げを行うことが求められます。

最後に、道路特定財源は、地方の裁量によって使えるよう一般財源化してこそ、地域住民の生活を支える税金の使い方ができ、地域の真の活性化ができると考えます。疲弊した地域を真に活性化するためには、地域住民の生存を保障し、暮らしを支えることを基本に据え、安全、安心の

確保、社会福祉の充実、環境保全、地域公共交通の大綱、農林水産業や地場産業に地域内情型の経済産業の復興、地域社会を支えるまちづくりなどに施策を転換することが必要であるとことを述べて討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

5番、岡夏子。5つの原案と意見書案の反対討論及び請願書の賛成討論を行います。

まず、議案第10号、議案第11号、議案第34号、議案第35号については、関連議案ですので、一括して反対討論を申し上げます。

医療制度改革に伴う後期高齢者医療関係の条例の整備と新年度予算がこれに当たりますが、昨年12月議会に提出された後期高齢者医療制度実施の当面実施を求める意見書が芦屋町議会で採択されました。これは、全く所得がなくても保険料が課され、年金18万円以上の年金者は、保険料が年金からいや応なしに天引きされ、介護保険料をあわせると、多額の天引きされることとなります。それによって、生活が困窮に陥ったりする可能性も出てきます。

また、年金が月額1万5,000円以下の場合は、窓口での自主納付になりますが、保険料を納められなければ保険証が取り上げられることもあり、低所得者にとっては死活問題です。

福岡県は、もともと日本一高い保険医療費であることから、75歳以上の方々の負担ははかり知れず、対象者に対する説明や周知などに時間をかけるための4月からの制度実施の凍結を求める意見書でございました。

しかし、この制度は実施され、そのための条例の制定や改正及び予算関係に反映されています。近隣の岡垣町などでは、最低校区ごとの住民説明会を行っていますが、芦屋町では先日の質問では、民生委員さんなどや広報紙への掲載、そして、今後の出前講座などで説明をしていますが、対象者の方々への不安を解消するための配慮や誠意が感じられません。また、支払いができないの方々への救済も明示されておりません。よって反対するものです。

続きまして、議案32号平成20年度一般会計予算については、先ほどの後期高齢者医療に伴う予算と今月末で切れる道路特定財源の延長を前提にした予算であること、及び、議員報酬にかかる期末手当の40%の加算支給について反対の立場から供託していることもあり、反対するものです。

意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書について反対討論を行います。

3月末で期限切れになるガソリン税などの道路特定財源の問題が、連日マスコミなどで報道されていますが、先般の今後10年間の延長と59兆円もの財源確保の根底は揺らぎ、国会での修正協議は、混迷を深めています。これまで30年以上の長きにわたり、道路特定財源を維持して

きた結果、必要と思われる道路や不透明なお金の流れなど、むだ遣いが指摘されています。

日本は、バブルがはじけてもなお、道路や箱物建設に多額の税金を注ぎ、国内外からは、土建国家とやゆされ、政官業の談合体質を温存してきました。本議会に出されている意見書の中では、芦屋橋の架け替えに影響が出るというようなことが明記されておりましたが、この芦屋橋も前年度の防衛施設庁の談合問題によって業者が選定できなくなり、竣工が1年先送りにされている実態があります。そして、その果てに、国も地方も多額の借金を抱え、それにより、福祉や教育などが削られ、市民生活に多大な負担を強いてきたのではないのでしょうか。

また、自治体では、特定財源を前提にした予算が組まれていることから、今回の混乱が予想されることでは、国の責任は大です。しかし、地方六団体が国に出した1リットル当たり25円のガソリン税や自動車税、車両税など、道路特定財源の税率を高くしたままの暫定税率の維持を求めた緊急声明は、地方分権に逆行するもので、本末転倒と思われます。これは、国土交通省からの依頼で行われたのではとする報道もありましたが、この緊急声明に伴い、地方議会に道路特定財源の維持に関する同様の意見書が提出されています。

本来、国に対しては、国に担う道路整備については、真に必要な道路の基準や優先順位を明確にすること、また、暫定税率の削減や廃止などを求め、一般財源化して、地方の道路整備については、各自治体で必要性や優先順位を決めるとする緊急声明を行うことが地方分権の本筋ではないのでしょうか。

今議会では、福祉や医療制度改革に関する住民負担を軽減する要望が出ています。そのためにも、この特定財源は、各自治体で自由に使えるよう、できるだけ一般財源化すべきと考える立場から反対するものです。

最後に、請願第1号、非核自治体宣言を求める請願書について、賛成討論を行います。

1980年代から全国の地方自治体から非核平和都市や核兵器平和都市などの宣言が相次ぎ、現在、約全国8割に自治体が宣言しているようです。請願書は、福岡県内でも66自治体のうち94%に当たる62もの自治体が宣言しているということでは、これまで芦屋町がなぜ非核宣言をしてこなかったのか疑問に思います。日本国憲法の恒久平和は、人類共通の願いです。毎年夏になると長崎、広島では、慰霊祭や世界に向けたアピールが行われ、各地では、戦争によって二度と核兵器が使われないよう、平和活動や学習が行政と住民の共同で行われておりますが、芦屋町では行われておりません。ぜひ、芦屋町も非核宣言を行って、未来を担う子どもたちとともに、戦争の悲惨さを学び、語り継ぐなどして、未来永劫、平和な日本を継続していくことで、世界に向けて平和を発信することになるのではないのでしょうか。

以上で、賛成討論、反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。日程第19、町長提出議案第19号芦屋町洞山整備基金条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

表題は、既に皆さん方ご存じだと思いますけれども、一個人の方が、大変な金額を芦屋町に寄附していただくという条例であり、本当に感謝するものであり、私としては、この条例に賛成いたしたいと思います。

同時に、自治法96条では、この9項において、負担付寄附、または贈与を受けることは、議会の議決が必要と法律で明記してあります。しかし、今議会中に、この土地の寄附に伴う議案は提出されておられません。

このことは、土地の譲渡に対して財政的負担が寄附を受ける芦屋町と寄附を行う遠賀漁業協同組合との間に発生がしないと執行部として判断、調整された結果と推測されます。

よって、議会としても無償譲渡に伴う、金銭的支出が発生することが譲渡後も両者間でないと判断されます。

以上のことから、この洞山寄附条例設定に、賛成する私の討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論は終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず日程第1、議案第1号について、総務文教常任委員長から閉会中の審議を付託されるよう要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり総務文教常任委員会に閉会中の審議を付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第2、議案第2号について、総務文教常任委員長から閉会中の審議を付託されるよう要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり総務文教常任委員会に閉会中の審議を付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第3、議案第3号について、総務文教常任委員長から閉会中の審議を付託されるよう要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり総務文教常任委員会に閉会中の審議を付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第4、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の

方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第33、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第35、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第36、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第37、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第38、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第39、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第40、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第41、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第42、議員提出議案第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第43、意見書案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第44、請願第1号について、委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、請願第1号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり再付託することをいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されていますので、この際、一括議題とし、上程し、局長に議案の朗読をした上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第42号芦屋町長等の給与の特例に関する条例の制定につきましては、庁舎改修仮設工事にかかわる談合事件におきまして、町職員が競売入札妨害罪で起訴されましたことに関しまして、まことに遺憾であり、町政のトップを預かる者として責任を痛感するとともに、町民の皆様に対して大変申しわけなく、損なわれた信頼を回復するために、事件発生の原因の徹底究明と再発防止に向け、組織を挙げて全力で取り組む所存であります。

ここに、町政の最高責任者としての責任の所在を明らかにするため、町長の歳費を2カ月間20%、副町長の歳費を2カ月間15%減額する条例を提案するものでございます。

議案第43号芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、現在の教育委員会委員の吉村繁氏の任期が3月31日をもって満了となりますので、吉村氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

吉村氏は、同委員を平成12年12月から務められ、教育行政に対する認識も深く、適任者であると存じますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。日程第45、議案第42号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号の質疑を打ち切ります。

次に、日程第46、議案第43号については、人事案件でございますので、質疑から討論までを省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第45、議案第42号については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時58分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りいたします。日程第45、議案第42号については、総務文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔朗 読〕

報告第3号

総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第42号 芦屋町長とその給与の特例に関する条例の制定について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成20年3月13日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

○議長 横尾 武志君

以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。日程第45、議案第42号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第45、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第46、議案第43号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

日程第47. 決議案第1号

○議長 横尾 武志君

次に、請願第1号は採択されましたので、日程第47、決議案第1号を追加し、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

お諮りします。日程第47、決議案第1号については、原案を決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、決議案第1号は、原案を決議することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成20年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会
